

消 防 予 第 7 5 号
消 防 危 第 3 0 号
消 防 特 第 3 5 号
令 和 7 年 2 月 2 5 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長

消 防 庁 予 防 課 長
消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長
消 防 庁 特 殊 災 害 室 長

消防法令に基づく各種手続における行政書士法違反の防止について（通知）

平素から消防行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

御存知のとおり、行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 1 条の 2 及び第 19 条において、行政書士又は行政書士法人（以下「行政書士等」という。）でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは禁止されています（他の法律に別段の定めがある場合等を除く。）。

消防法令に基づく各種手続（火災予防、危険物保安及び石油コンビナート等の保安の各分野における手続をいう。）においても、行政書士等でない者が防火対象物の関係者等に代わって提出書類の作成を行うことは、行政書士法違反に該当する可能性があります。

このため、貴職におかれては、行政書士等でない者が提出書類の作成に関与するなど、違法な行為が行われないよう、申請窓口において、注意喚起の張り紙（別紙参考）の掲示や口頭での注意喚起など、行政書士制度の周知を図る取組の実施をお願いします。また各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

（連絡先）

予防課 田中補佐・加藤事務官

TEL 03-5253-7523

危険物保安室 石野補佐・高橋事務官

TEL 03-5253-7524

特殊災害室 山口補佐・三原係長

TEL 03-5253-7528

行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、
官公署に提出する書類の作成を業として行うことは
法律で禁止されています。

(法律に別段の定めがある場合を除く。)

●●● (消防本部等名)